

# 仕 様 書

件名	愛媛県立今治西高等学校電話設備 機器修繕業務	履行場所	愛媛県立今治西高等学校																		
<p>標記案件の仕様は、次のとおりである。</p> <p>本業務は、次の条件を満たす必要がある。</p> <p>1 仕様</p> <p>本業務は、老朽化し耐用年数を大幅に過ぎた本校のビジネスフォンの主装置、多機能電話機及びその他関連設備機器を更新し、クリアで安定した外線・内線通話及び校内放送等を行えるようにすることを目的としている。</p> <p>また、現在使用している電話設備機器の機能や操作性を継承するとともに、デジタルコードレス端末（PHS）を導入し電話対応品質の向上を図ることとする。さらに、既存の構内電話回線及び更新対象としている電話機以外の電話機等との接続・連携を行い、更新対象としていない既存の設備機器を活用することが必要である。</p> <p>2 性能、機能</p> <p>(1) 修繕の内訳及び機器の構成については、別紙「修繕内訳書・機器構成表」のとおりとする。</p> <p>(2) 修繕内訳書・機器構成表に示す設備と同等以上の機能を有し本仕様書の要件を全て満たす他の構成の設備を採用するときは、別紙「仕様確認書」に具体的に提案内容を記載し、カタログ等の写しを添付して提出するとともに、仕様について説明を行うものとする。</p> <p>(3) 本修繕業務により更新する電話機及び既存の全ての電話機から、内線相互通話及び内線と外線間通話ができるものであることとする。（更新する電話機等の配置は、別紙「電話機配置一覧表」を参照すること。）</p> <p>(4) デジタルコードレス端末（PHS）用 CS アンテナの配置箇所及び数量は、別表のとおりとする。</p> <p>（別表）</p> <table border="1"><thead><tr><th colspan="2">設置箇所</th><th>数量</th></tr></thead><tbody><tr><td>本館 1 階</td><td>校長室</td><td>1</td></tr><tr><td>本館 1 階</td><td>事務室</td><td>1</td></tr><tr><td>本館 1 階</td><td>進路室</td><td>1</td></tr><tr><td>本館 2 階</td><td>全日制教務室</td><td>3</td></tr><tr><td>本館 2 階</td><td>定時制教務室</td><td>2</td></tr></tbody></table> <p>(5) 主装置及びそれに関連する設備機器は、構内交換設備に関する技術基準及び関係する法令規格等を満たすものであるとともに、欧州 RoHS 指令に適合し、有害物質を定められた閾値以上含有していないものであることとする。</p> <p>(6) 電話機及びデジタルコードレス端末（PHS）は、受話音量及び呼出音量の調整ができるものであるとする。</p> <p>(7) ページング（校内放送）機能を搭載しているものであることとする。</p> <p>(8) オートアテンダント機能を搭載しているものであることとする。</p> <p>(9) 40 時間以上の音声データを保存できる通話録音機能を搭載しているものであることとする。</p>				設置箇所		数量	本館 1 階	校長室	1	本館 1 階	事務室	1	本館 1 階	進路室	1	本館 2 階	全日制教務室	3	本館 2 階	定時制教務室	2
設置箇所		数量																			
本館 1 階	校長室	1																			
本館 1 階	事務室	1																			
本館 1 階	進路室	1																			
本館 2 階	全日制教務室	3																			
本館 2 階	定時制教務室	2																			

### 3 性能、機能以外の要件

- (1) 履行場所は、愛媛県立今治西高等学校とする。
- (2) 設備機器は、本校が指定する適正な位置に設置するものとする。
- (3) 設備機器は、外線・内線通話、校内放送等が使用可能な状態に調整して設置し、動作確認を行うものとする。
- (4) 短縮ダイヤルの設定作業を含むものとする（データはExcelファイルで作成・提供する）。
- (5) その他、主装置等の機能の範囲内で、本校が指定する設定作業を行うこととする。
- (6) 着手にあたっては、工程表を作成・提出するとともに、履行期限前であっても、可能な限り早期に履行を完了するよう努めるものとする。
- (7) 修繕作業は、本校の教育活動及び業務に支障を来さないよう配慮し、計画的に行うものとする。
- (8) 基本的な取扱い及び操作説明を行うものとする。
- (9) マニュアルは、日本語版で、製本又はバインダー等に綴られたものを1部提出するものとする。
- (10) 設備機器の修繕の際に生じた廃棄物及び雑材は、受注者が持ち帰るものとする。

### 4 その他

- (1) 履行完了検査確認後、1年以内に通常の使用により故障や不具合が発生した場合には、無償で修理を行うものとする。
- (2) 機器の故障、メンテナンス、使用方法に関する質問には速やかに対応するものとする。
- (3) 履行完了通知の際に、作業前・作業中・作業後の写真を添付するものとする。
- (4) その他、疑義が生じたときは、発注者と受注者で協議の上決定することとする。